

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外出願支援体制の整備

- ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
- イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
- ウ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

③ 品種登録制度における遺伝子情報の活用

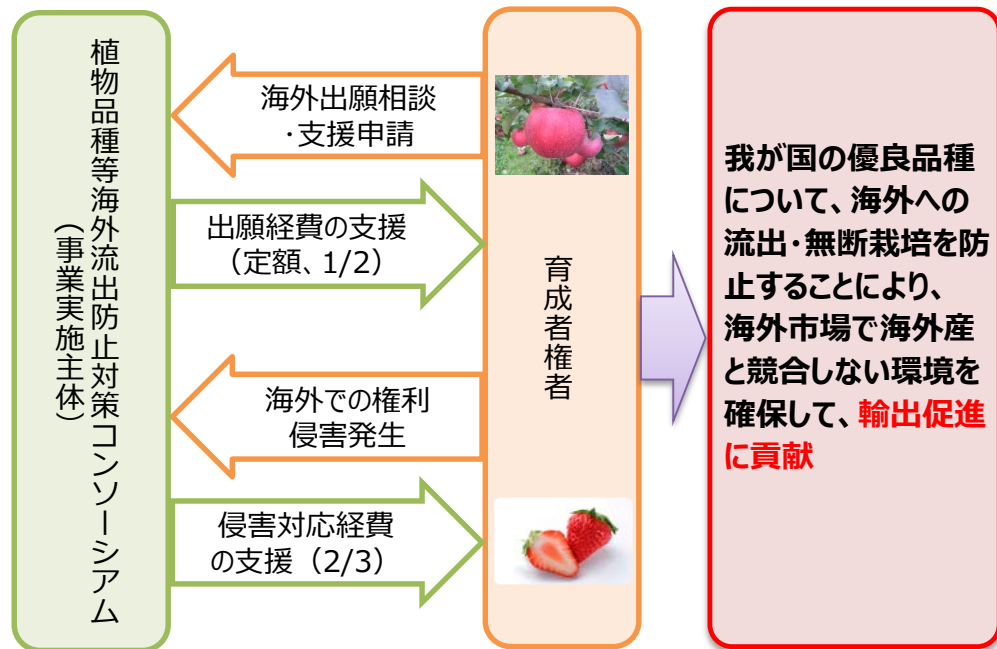
遺伝子情報を活用することにより品種の同定や識別の精度を向上させ、品種登録や侵害立証の早期化を図る取組を支援します。

④ 種苗資源の保護

種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備、国際的な審査基準との調和等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>

